

## 三重県臨床心理士会規約実施細則

平成24年度の当会総会にて、規約改定が承認されたことに伴い、その規約を確実かつ円滑に行うための細則を定める。

### 【第一条 臨床心理学研修会(通称：例会)】

例会の主催は、当会の理事会とする。基本的には年6回開催し、そのうち1回を総会、もう1回を公開研修会とする。

また、(財)日本臨床心理士会資格認定協会による継続ポイントの対応は、年6回中5回以上の出席とし、4ポイントを得られるものとする。

### 【第二条 入会費および年会費】

入会費は1万円とし、主に設備準備や投資のための予備金にあてる。また、入会費は、退会時にその半額を返還する。

年会費は、年間の当会活動の運用資金にあてるものとし、年額8千円とする。

なお、入退会および後述する休会・再入会にかかる事務責任は、事務局長にある。

### 【第三条 退会の扱い】

当規約第五条の③に該当する会費未納者は、一年目未納時の督促を経て、さらに二年目未納時の督促によってもこれに応じない場合、二年目年度の満了をもって自動的に退会となる。自動退会は、事務局長名にて通知文を送ることで退会手続き完了とする。

なお、本則第二条の入会費のみが未納で、年会費を納めている会員については、年会費が納入されている年度内に2回の督促を行い、これに応じない場合、その該当年度の満了をもって同様に退会扱いとする。

### 【第四条 休会の扱い】

休会は、当該会員からの申請によって、個々の事情を理事会にて、その認否を決定する。認められた会員は、その期間を定めて休会することができる。休会期間の延長については、理事会で検討するものとする。

また、一年度に亘る休会期間の場合、年会費は免除するが、該当年度は本則第一条で言う例会には出席することはできない。年度途中での休会は、原則として該当年度の年会費は徴収し、あるいは返還しないものとする。

### 【第五条 再入会の扱いについて】

再入会は、原則として認める。その手続きについては、本則第二条の入会規定に準じて、入会費と年会費を納めることとする。

但し、退会理由が、当会に対する信用失墜や不法行為等から生じたものであった場合、理事会にて再入会を認めないこともある。

#### 【第六条 理事会役職】

理事会における役職は、常任として、学校臨床心理士・規約改定・研修・公開研修・広報・子育て支援・職能・被害者支援・倫理の9委員会および、総務・企画研修・教育領域・福祉領域・保健医療の5部会を置き、また、理事がこの役職の長を兼務するものとする。

なお、委員会は、必要に応じて会員あるいは外部から委員を委嘱することもできる。

#### 【第七条 総会の取り扱い】

総会は、当日に出席した会員および委任状によって成立する。総会成立人数は特にこれを定めない。議事の可否は、出席会員および委任状数による過半数により議決されるものとする。可否同数の場合は、保留を除いて再議決する。

緊急あるいは臨時の総会は基本的に開かず、理事会決議によって補完するものとするが、仮に開く場合は、理事会の判断によるものとする。

#### 【第八条 三役決裁】

会長・副会長・事務局長からなる三役は、外部機関からの依頼事項や、担当委員長・部会長からの提起に基づき、事案を迅速かつ効果的に処理するために、三役決裁の権限を有する。

但し、三役決裁は、あくまでも理事会決定の権限委任として位置付け、理事会決定の範囲を超えない程度で行わねばならず、また三役決裁をした事案は、必ず理事会に報告する義務を負う。

#### 【第九条 自主グループ活動】

自主グループ活動に関して補助金を希望する団体は、定められた期日までに規定の様式に従って申請を行う。また、申請の認容・不認容の判断ならびに補助金額の決定は、理事会において審議する。加えて、補助を受けた団体は、定められた期日までに活動報告書ならびに会計報告を提出する責を負うものとする。

また、申請が認容された団体の活動においては、「三重県臨床心理士会」の後援名義あるいは協賛名義について、自由に使用を行えるものとする。

#### <附則>

この細則は、平成25年7月29日より施行する。